

地方分権改革の最近の動きについて

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3.11～H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5.8～H6.4)		
羽田内閣 (H6.4～H6.6)		
村山内閣 (H6.6～H8.1)		
橋本内閣 (H8.1～H10.7)		
小渕内閣 (H10.7～H12.4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔)(～H13.7) ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告	
森内閣 (H12.4～H13.4)	H11.7 地方分権一括法成立	
小泉内閣 (H13.4～H18.9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18.9～H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎)(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	第2次分権改革
福田内閣 (H19.9～H20.9)		
麻生内閣 (H20.9～H21.9)		
鳩山内閣 (H21.9～H22.6)		
菅内閣 (H22.6～H23.9)		
野田内閣 (H23.9～H24.12)		
安倍内閣 (H24.12～) (第2次、第3次)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長: 内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長: 神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ	
	H27.6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要

平成27年6月
内閣府地方分権改革推進室

平成27年6月19日成立
平成27年6月26日公布

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23. 4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23. 8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25. 6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26. 5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

改正法律一覧（19法律※）

※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直し等に重複

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等（12法律）

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

【4頁参照】

〔中小企業新事業活動促進法〕

- 特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

- 事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

- 使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

- 指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

- 特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

- 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

- 火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

- 高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等（8法律）

〔精神保健福祉法〕

- 精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

- 麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

- 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

- 基盤整備計画に係る知事同意協議（一部）の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

- 事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

- 市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し
- 建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

- 区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
 - 市町村の意見聴取手続きの創設 など

- 上記のほか、「対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

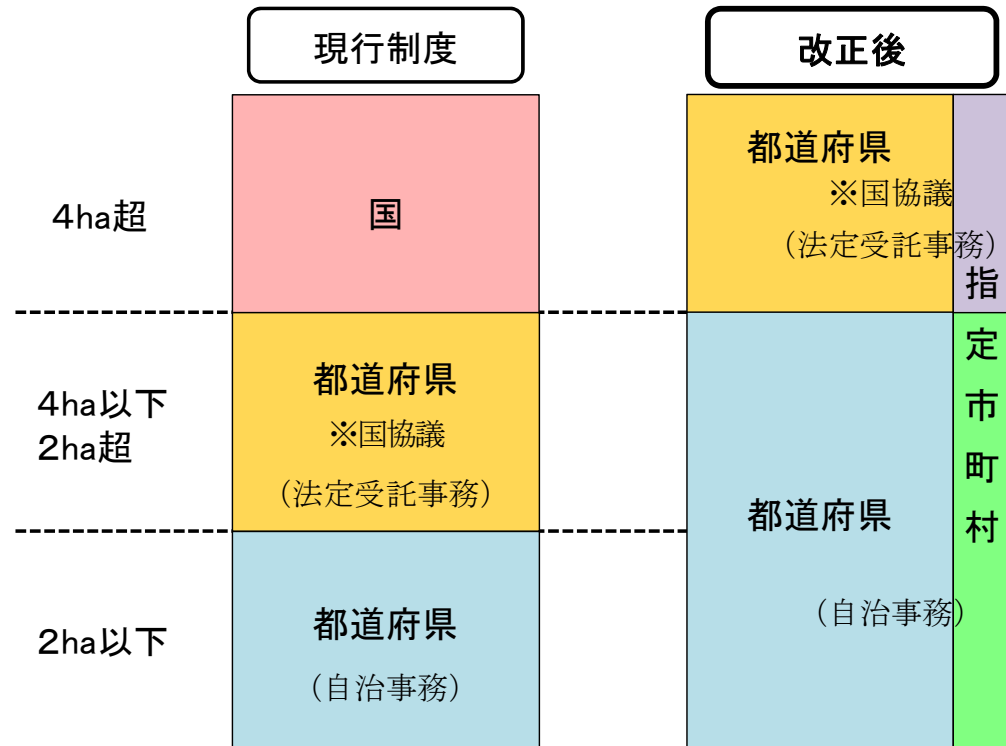
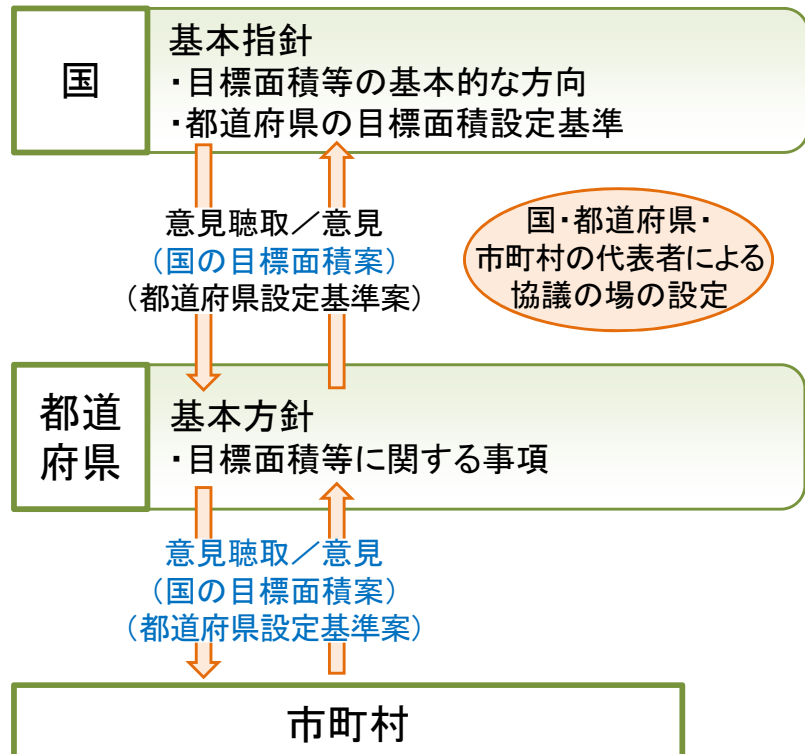
公布日（平成27年6月26日）施行

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあつては、当該指定市町村）に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

- 上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み

平成28年4月1日施行



農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等 に関する検討会開催要領

平成27年7月31日付け府分推第77号
平成27年7月31日付け27農振第1166号

1 目的

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。」とされ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月26日に公布されたところである。

これを受けて、農林水産大臣が指定する市町村に係る指定基準等を検討するための有識者からなる「農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を内閣府及び農林水産省が共同して開催する。

2 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

3 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要は、原則として公開するものとする。

4 事務局

検討会に係る事務は、内閣府地方分権改革推進室及び農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等 に関する検討会委員名簿

（五十音順、敬称略）

委員

あんどう みつよし
安藤 光義 （東京大学大学院農学生命科学研究科准教授）

いわさき ゆみこ
岩崎 由美子 （福島大学行政政策学類教授）

くるみきわ よしき
榎 澤 能生 （早稲田大学法学部教授）

こばやかわ みつお
小早川 光郎 （成蹊大学法科大学院教授）

すぎもと ひろふみ
杉本 博文 （福井県池田町長）

すずき えいけい
鈴木 英敬 （三重県知事）

なかい のりひろ
中井 検裕 （東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）

はやし ふみこ
林 文子 （横浜市長）

まきの みつお
牧野 光朗 （長野県飯田市長）

ゆの き しげお
柚木 茂夫 （全国農業会議所事務局長）

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会

検討スケジュール(イメージ)

	検討会	備考
7月		
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第1回検討会 [検討の進め方・基本的な考え方] </div>	
9月	↓	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第2回検討会 [論点整理] </div>	
11月	↓	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第3回検討会 [とりまとめ] </div>	

自家用有償旅客運送の登録等に係る 事務・権限の「手挙げ方式」による移譲

第4次地方分権一括法(平成26年6月4日公布)により、自家用有償旅客運送※の登録、
監査等の国(地方運輸局)の事務・権限を、希望する市町村に移譲。(平成27年4月1日施行)
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

- 道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)(抄)
(自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等)
第四条 法第五章(第七十八条、第八十条及び第八十一条を除く。)に規定する国土交通大臣の権限に属する事務であつて、主として指定都道府県(自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。以下この項において同じ。)又は指定市町村(自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する市町村(特別区を含む。)をいう。以下この項において同じ。)の区域(指定都道府県の区域にあつては、当該区域内に指定市町村の区域がある場合においては、当該指定市町村の区域以外の区域に限るものとする。)内において行われる自家用有償旅客運送に係るものは、当該指定都道府県又は指定市町村(以下「指定都道府県等」という。)の長が行うこととする。
2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県等の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
3～7 (略)

- 自家用有償旅客運送の事務・権限に係る地方公共団体の指定に関する取扱いについて(平成27年1月23日国自旅第288号)抄
(指定都道府県等の指定)
第一条 道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県又は指定市町村(以下「指定都道府県等」という。)の指定(以下単に「指定」という。)は、地方公共団体からの申出により行うものとする。

- 指定都道府県等
(平成27年4月1日国土交通省告示493号)
- | | |
|---------|----------|
| ・新潟県 | ・神奈川県大和市 |
| ・長野県 | ・富山県富山市 |
| ・佐賀県 | ・徳島県つるぎ町 |
| ・北海道美深町 | ・熊本県山江村 |
| ・北海道豊富町 | ・熊本県球磨村 |
| ・北海道池田町 | |

平成27年の地方分権改革に関する提案募集方式の取組状況

3月23日～6月10日 提案募集受付

6月30日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 重点事項の決定等

7月上旬 関係府省への検討要請

地方分権改革推進本部 関係府省への協力依頼

7月下旬～10月上旬 提案募集検討専門部会における集中的な調査審議
関係府省からのヒアリング、対応方針の検討等

10月～11月 関係府省、提案団体等との調整

12月 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

※ 平成26年の対応方針における検討事項については、上記と並行してフォローアップを行う。

平成27年の地方からの提案と検討区分別の状況

○ 平成27年の提案総数：334件

（内訳）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	241件	} 334件
重点事項(※)	52件	
関係府省における予算編成過程での検討を 求める提案	34件	
その他	59件	
提案団体から改めて支障事例等が具体的に 示された場合等に調整の対象とする提案	50件	
提案募集の対象外である提案	9件	

※ 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件
→専門部会では、本年1月の閣議決定で本年の検討事項とした11事項についても、併せて調査・審議

重点事項に関するメルクマール

- ① 地方創生に資するもの
- ② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの
（例）
 - ・ 関連・類似事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの
 - ・ これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し
 - ・ これまで進めてきた指定都市などへの権限移譲等の更なる推進
- ③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの
- ④ 昨年度、専門部会で重点事項として審議した事項のうち、昨年の対応方針で27年度の検討事項とされているもの、及び本年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの